

(案)

令和 2 年 3 月 日

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市環境影響評価審査会
会 長 岡 本 眞 一

千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書について（答申）

令和元年 1 2 月 2 5 日付け 3 1 千環環保第 1 2 6 4 号で諮問のあったこのことについて、別紙のとおり「千葉市北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書に対する意見」を取りまとめたので、答申します。

千葉県北谷津新清掃工場建設に係る環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、千葉県若葉区において、平成２８年度末に停止した千葉県北谷津清掃工場を解体・撤去し、同跡地に、安定的なごみ処理体制の３用地２清掃工場運用体制を新たに構築するため、焼却能力５８５トン／日の清掃工場を設置する計画である。

本事業実施区域周辺には、農地や山林があるほか一部住宅も存在し、さらに、当該区域から約１ｋｍ以内の場所には、保育施設や小学校等を有する大規模な住宅地（千城台東）が広がっているほか、御茶屋御殿や加曽利貝塚公園等の史跡が点在している。

また、隣接する大草谷津田いきものの里は、ふるさとの原風景が残り、多種多様な動植物が生息する貴重な谷津田であり、ボランティアによる管理や四季を通じた自然観察会が実施されるなど市民と自然との触れ合いの場としても活用されている。

このため、事業実施にあたっては、地域住民の生活環境への影響をできる限り回避・低減するとともに、谷津田の環境の保全等に対する配慮が必要である。

事業者は、以上の地域特性を踏まえ、以下の点について十分に検討を行い、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成すること。また、事業の実施にあたっては、環境の保全に万全を期すこと。

<総論>

事業の実施にあたっては、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載されている環境保全措置を確実に実行するとともに、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

<各論>

１ 大気質に関すること

- （１）石綿の除去については、石綿含有建材の規制対象化や事前調査の徹底等を内容とする大気汚染防止法の改正が検討されていることから、その動向を注視し、同法の遵守に万全を期すこと。
- （２）工事用車両及び供用時のごみ搬入車両の走行による大気質への影響については、地域住民への影響が懸念されることから、その影響を低減するための具体的な措置を評価書に記載すること。

２ 騒音に関すること

廃棄物の搬出入における騒音については、一部の地点で道路交通騒音の予測結果が環境基準を超過していることから、準備書に示した環境保全措置を徹底するとともに、追加の環境保全措置を検討し、評価書で明らかにすること。

3 土壌に関すること

- (1) 事業実施区域内において既に確認された土壌汚染について、周辺の地下水への影響が懸念されることから、影響の有無について、評価書で明らかにすること。
- (2) 土壌調査の結果、基準値を超過した区域については、造成工事の開始前に汚染対策として掘削・除去を実施する計画となっているが、掘削等の作業を行う際には、関係法令や各種ガイドラインの遵守を徹底し、汚染の拡大等が生じないよう万全を期すこと。

4 生物への影響に関すること

- (1) 国が準絶滅危惧に指定するオオムラサキについては、発生木の育成及び幼虫等の移設を実施して個体の保護を図る計画となっているが、移設にあたっては、オオムラサキの四季における生態を十分把握のうえ、実施すること。
- (2) 事業実施区域内の施設の配置において、調整池を埋め立てる計画となっているが、動植物の生息域として貴重な場であることから、その保存について、検討結果を評価書で明らかにすること。

5 景観に関すること

建屋等の色彩デザインに配慮し、周辺地域の景観との調和が図れるよう努めること。

6 廃棄物等に関すること

解体工事及び建設工事に伴い発生する「混合廃棄物」の種類及び量の算出について、評価書に記載すること。

7 温室効果ガスに関すること

- (1) 当該計画は、コークスを使用することで他の処理方式より多くの温室効果ガスを発生させることとなるが、その削減対策に掲げるコークス使用量等低減技術の具体的な内容及び削減効果について、評価書に記載すること。
- (2) ごみの焼却に伴って発生するエネルギーについては、可能な限りエネルギー回収率の向上に努めるとともに、回収したエネルギーは、準備書に記載の余熱利用施設だけでなく、幅広い有効利用を検討すること。
- (3) 「千葉県地球温暖化対策実行計画 改訂版」(平成 28 年 10 月)における廃棄物処理施設の削減目標(2030 年度までに 2013 年度実績より約 17%削減)との関係性を評価書に記載すること。

8 その他

- (1) 評価書の作成にあたり、市民に分かりやすい図書となるよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物置場を設置する計画であることが明らかになったことから、当該置場の詳細及び使用時の環境影響等について、評価書において明らかにすること。